

子ども手当の支給が始まります（4月から）

次代を担う子どもの成長を支援するため、中学校修了までの子どもがいる家庭に4月分から「児童手当」に代わり、「子ども手当」が支給されます。

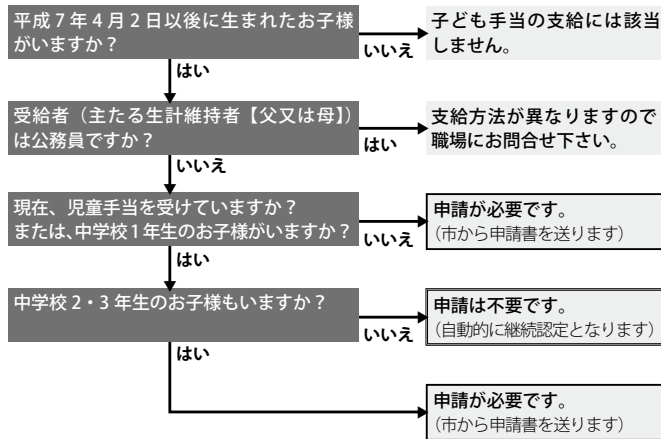
■ 制度の概要

「児童手当」との主な相違点は、次のとおりです。

	3月分まで ←	→ 4月分から
所得制限（受給者）	あり	なし
対象年齢（子ども）	小学校卒業まで （12歳到達後、最初の3月31日まで）	中学校卒業まで （15歳到達後、最初の3月31日まで）
対象児童一人あたりの手当	3歳未満、第3子目以降 月額 10,000円 上記以外の児童 月額 5,000円	一律 月額 13,000円

■ 申請の手続き（認定請求の方法）

児童手当から子ども手当への移行にともない、新たに申請手続きが必要になる場合があります。申請が必要かどうかを次の質問でご確認ください。



新規申請／児童手当での所得超過者又は未申請者、中学校2・3年生のみの家庭が対象

※6月に現況届の手続きをお願いします。改めて市から通知します。

増額請求／中学校2・3年生の分の手当増額が生じる家庭が対象

申請受付期間／4月26日（月）に申請書送付。9月30日（木）まで

通常は申請した翌月からの支給ですが、「児童手当から子ども手当への移行時期」のため、上記にて申請の必要な方は、今年度に限り、期間内に申請すれば4月分から支給されます。ただし、子どもを出産した場合や転入された場合などは、通常の申請の取り扱いになりますので、申請のあった月の翌月からの支給となります。

申請に必要なもの／指定の申請書、年金加入証明又は健康保険証の写し

指定の申請書は、住民票登録の状況を基に送付します。子どもと別居されている場合は、個別に申請書送付を下記の問合先まで申し出て下さい。

■ 認定結果通知

児童手当からの継続受給者には4～6月にかけて、新規申請者には6月期の手当振込み前に、「子ども手当認定通知」を送付します。



■ 支払い時期

子ども手当への移行後も、児童手当と同様に6月・10月・2月の支給となります。最初の支払い期（6月10日）の振込み金額は「2・3月分の児童手当」と「4・5月分の子ども手当」の合計金額となります。

【問合先】 社会福祉課 ☎8709

幼稚園夏季預かり保育 園児募集

夏休み期間中の預かり保育を北条幼稚園・九会幼稚園において実施します。希望される方はお申し込みください。

実施日／7月21日（水）～8月31日（火）
（土日並びに8月13～15日を除く）

保育時間／8:30～18:00

場 所／北条幼稚園、九会幼稚園

対 象／市立幼稚園に在籍している園児

開園条件／両園（北条・九会幼稚園）各15人以上の希望がある場合。両園とも15人に満たない場合は北条幼稚園で実施します。



申込み期限／5月31日（月）

預かり保育料／7月分は1人 6,000円

8月分は1人 16,000円

おやつ代は、別途集金します。

保育料は、各自金融機関へ納付願います。

【申込先】 各幼稚園・幼児園、こども未来課 ☎8726

平成22年度 市税等納期限一覧表

	市県民税 （普通徴収）	固定資産税	軽自動車税	国民健康 保険税	介護保険料 （普通徴収）	後期高齢者 医療保険料 （普通徴収）
平成22年 4月30日（金）		全・1期				
平成22年 5月31日（月）			全期			
平成22年 6月30日（水）	全・1期					
平成22年 8月 2日（月）		2期		1期	1期	1期
平成22年 8月31日（火）	2期			2期	2期	2期
平成22年 9月30日（木）				3期	3期	3期
平成22年11月 1日（月）	3期			4期	4期	4期
平成22年11月30日（火）				5期	5期	5期
平成22年12月27日（月）		3期		6期	6期	6期
平成23年 1月31日（月）	4期			7期	7期	7期
平成23年 2月28日（月）		4期		8期	8期	8期
平成23年 3月31日（木）						9期

平成22年度固定資産税全期及び第1期分の納期限は4月30日（金）です。納期内完納にご協力をお願いします。

■ 65歳以上の方の介護保険料について

現在、普通徴収（納付書または口座振替）で介護保険料を納付されている方で、次に該当する方は、介護保険料の特別徴収（年金からの天引き）が、6月支給の年金から開始します。

特別徴収移行該当者／平成21年10月および11月に、次の①から③のいずれかに該当される方で、年額18万円以上の老齢（退職）年金、障害年金、または遺族年金を受給されている方です。

- ① 65歳以上で、年金給付を新たに受けられた方
- ② 年金給付を受けている方で、65歳になられた方
- ③ 市内に転入の届出を行った65歳以上の方

該当者には、5月中旬にお知らせの文書を送付しますので、ご確認ください。

※長寿医療制度と異なり、介護保険料は任意に納付方法を選択することができません。

【問合先】

市税（市県民税・軽自動車税・国民健康保険税）	・・・	税務課税制担当	☎8712
（固定資産税）	・・・	税務課資産税担当	☎8713
介護保険料	・・・	長寿介護課介護保険担当	☎8788
後期高齢者医療保険料	・・・	国保健康課国保医療担当	☎8721